第11回美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和4年11月29日 1. 若杉伸児 2. 森田正春 3. 藤田博文 4. 田野敏広 5. 中田辰美 6. 林田寿利 7. 柳田隆喜 8. 甲斐奉文 出 10. 菊池勇夫 席 9. 黒木謙志 11. 富井保徳 12. 黒木良昭 14. 中谷茂己 者 13. 藤本政嗣 議事録署名人 11番 富井 保徳 委員 12番 黒木 良昭 委員 開催時間 開会 PM 15:00 ~ 閉会 発 言 者 内 容 局長 ご起立をお願いします。 ただ今から、令和4年第11回美郷町農業委員会総会を開会いたします。 一同、礼。 お座りください。 本日は、7番柳田隆喜委員より欠席届が出ております。只今の出席委員は13名 であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委 員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。 それでは会長、よろしくお願いいたします。 議長 <挨拶> それでは日程表に従いまして、令和4年第11回総会を進行していきます。 日程第 1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。11 番富井保徳委員、12 番黒木良昭委員、よろしくお願いします。 続いて日程第2、会期の日程は、令和4年11月29日、本日1日といたします がよろしいですか。 〈異議なし〉 異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。 それでは日程第3、議案審議に移ります。 議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の提案理由 説明を求めます。 2ページをお開きください。議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請 局長

について。農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請があったので、承認

を求める。令和 4 年 11 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 108 番から 110 番の 3 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号は 108 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷鬼神野の 56 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷鬼神野の 91 歳の方です。申請地は、南郷鬼神野字牛山、田畑あわせて 7 筆、2,820 ㎡であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は、そばと芋を作付けするということであります。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営は、自作地のみの 12,513 ㎡。家畜はありません。家族総数 4 名の労力 4 名となっております。5 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員

5番、中田です。鬼神野の牛山地区は、以前は戸数が8戸あったんですが、現在は3戸と少なくなっています。そのうちの1戸が譲渡人で、現在老人ホームに入所しており農地の管理ができないことから、譲受人に話があったようです。譲受人は元町議であり、まだ若く問題ありません。対価は少し高いように感じますが、双方で話し合った結果だそうですので、何ら問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 108 番について質疑のある 方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 108 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして、受付番号 109 番と 110 番ですが、譲渡人が同一でありますので同 時に説明をおねがいします。

事務局員

6 ページをお開きください。受付番号 109 番と 110 番ですが、譲渡人が同一でありますので、あわせて説明いたします。

申請人の譲渡人が、延岡市の78歳の方、熊本県の45歳の方、神奈川県の69歳の方で、法定相続で同一持ち分3分の1ずつ共有の農地となっております。

受付番号 109 番。譲受人が、美郷町西郷田代の 78 歳の方です。申請地は、西郷田代字奥/畑他、田 3 筆、529 ㎡であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は保全管理となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営は、自作地のみの 19,133 ㎡。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。

受付番号 110 番。譲受人が、美郷町西郷田代の 79 歳の方です。申請地は、西郷田代字川頭他、田 2 筆と畑 2 筆、2,575 ㎡であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は水稲と保全管理となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営は、自作地・借入地あわせて 3,306 ㎡。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。

この案件については、譲渡人が他所にいて管理ができないため、この話が持ち上がったということです。7ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

黒木良昭 委員 12 番、黒木です。譲渡人の 3 名で共同で管理をしてきたそうですが、高齢になり管理も出来なくなってきたので売買の話になり、今回成立したと聞いております。109 番と 110 番の譲受人ですが、2 人とも高齢ではありますが、非常に元気で闊達で意欲のある方です。110 番の譲受人については、現在まで申請地を借りて耕作をしていたため、この売買になったと聞いております。大きな問題はないと考えておりますが、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 109 番と 110 番について質 疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 109 番と 110 番に賛成の方の挙手 を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして、議案第32号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用 地利用集積計画の決定について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

8 ページをお開きください。議案第 32 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和 4 年 11

月29日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置 図であります。受付番号111番から114番までの4件となっております。詳細は 担当がご説明いたします。なお、この議案第32号については、林田会長が利用権 の設定人となっている為、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議 事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。このことから議長につ いては、規則上会長代理の中田辰美委員にお願いしたいと思います。

〈林田寿利会長、退席〉

〈中田会長代理、議長席へ〉

では、中田会長代理よろしくお願いします。

議長代理

それでは、受付番号 111 番から 114 番については、利用権の設定を受ける者が同一であるため、同時に説明をお願いします。

事務局員

10 ページをお開きください。受付番号 111 番から 114 番については、設定を受ける者が同一のため、あわせて説明いたします。

利用権の設定を受ける者が、美郷町西郷田代の69歳の方です。

受付番号 111 番。利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 83 歳の方です。申請地は、西郷田代字上/原他、田 3 筆、3,981 ㎡であります。

受付番号 112 番、利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 71 歳の方です。申請地は、西郷田代字里道他、田 3 筆、2,624 ㎡であります。

受付番号 113 番。利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 88 歳の方です。申請地は、西郷田代字上/小川他、田 6 筆、5,645 ㎡であります。

受付番号 114 番。利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 89 歳の方です。申請地は、西郷田代字小川田、田 4 筆、3,951 ㎡であります。

4 件の合計 16 筆、16,201 ㎡になります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて23,930 ㎡。家族総数 3 名の労力 2 名。利用権設定区分はすべて継続となっております。11 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長代理

地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員

2番、森田です。ただ今事務局から説明があったとおりです。111番の設定する者は、体調が悪く管理ができないため。112番の設定する者は、女 1人で農作業は無理であるため。113番と114番の設定する者は、2人とも施設に入っており、子供たちも町外に住んでいるため耕作ができないためということです。そのことから4件とも10年以上農地を預けております。申請地は広範囲に広がっています

が、継続案件で今まで何の問題もないということです。ご審議よろしくお願いします。

議長代理

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 111 番から 114 番について 質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 111 番から 114 番に賛成の方の挙 手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 審議が終了しましたので、林田会長を呼び戻してください。

〈中田会長代理、自席へ〉

〈林田会長、議長席へ〉

議長

中田委員、ありがとうございました。

続きまして、報告第 11 号、農地改良届について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

12 ページをお開きください。報告第 11 号、農地改良届について。農地改良届出書の提出があったので報告する。令和 4 年 11 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

13 ページをお開きください。農地改良届出書について説明します。内容は 80 cm程盛土を行った嵩上げになります。理由は、常に湧水が多く耕作が困難であったため、河川の堆積土砂で嵩上げをおこない、生産性の向上を図りたいということです。盛土の種類は、五十鈴川の堆積土砂を使用。土地の所在は、北郷宇納間字鹿猪谷、田 2 筆、663 ㎡になります。工事予定年月日は、令和 4 年 11 月 7 日から令和 4 年 12 月 20 日となっています。14 ページが地籍集成図、15 ページが隣地同意書、16 ページが現況写真になります。以上です。

議長

農地改良届の報告について、事務局の説明が終わりました。 それでは以上で、すべての審議を終了します。

局長

ご起立をお願いします。

以上を持ちまして、令和4年第11回美郷町農業委員会総会を終了いたします。一同、礼。
本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。
美郷町農業委員会 会長 _ 林田 寿利
美郷町農業委員会 委員 <u>富井 保徳</u>
美郷町農業委員会 委員 黒木 良昭